



松本市国民健康保険運営協議会  
令和4年4月28日

松本市長 臥雲 義尚 様

松本市国民健康保険運営協議会  
会長 澤地 雅



松本市国民健康保険税の改定について（答申）

令和4年3月28日付け松本市諮問松福保第8号をもって当協議会へ諮問のあった国民健康保険税の改定については、下記のとおり答申いたします。

記

令和4年度からの国民健康保険税について、次のとおり改定し、被保険者の負担軽減を図ってください。

1 国民健康保険税率の改定について  
基礎課税分（医療分）

区分	現行	改定後
所得割率	9.1%	8.1%（1.0%減）
平等割額	22,700円	21,700円（1,000円減）

2 意見

- (1) 均等割については、国が今年度から未就学児の軽減を行いますが、子どもが多い世帯ほど負担が重くなってしまう現状があることから、子どものいる世帯の負担軽減について、引き続き検討してください。
- (2) 国民健康保険税の税込確保及び保健事業の取組みを通して医療費の適正化を図り、安定した財政運営に努めてください。

3 施行

令和4年4月1日